

～ 地域で暮らすために～
佐伯市障がい福祉計画（第4期）
（素案）

平成27年 3月



大分県佐伯市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の背景と趣旨	1
2	計画の性格と構成	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画の期間と見直し時期	4
6	計画の推進体制	5

第2章 第4期計画に向けた基本課題と取り組み

1	地域生活移行・地域定着を支援する体制の充実	7
2	就労の場の確保と就労支援の充実	9
3	相談支援事業の充実	9
4	地域自立支援協議会を軸としたネットワークの構築	10
5	障がい児支援の充実	10

第3章 障がい福祉サービスの事業量の推計

1	平成29年度の数値目標の設定	
(1)	施設入所者の地域生活への移行	12
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	13
(3)	地域生活支援拠点等の整備	13
(4)	福祉施設から一般就労への移行	14
(5)	障がい児のための計画的な基盤整備	14
2	障がい福祉サービスの見込量と確保の方策	
(1)	訪問系サービス	15
(2)	日中活動系サービス	18
(3)	居住系サービス	24
(4)	相談支援（サービス利用計画作成）	25
(5)	障がい児支援サービス	27
3	地域生活支援事業の見込量と取り組み	
(1)	必須事業	29
(2)	任意事業	35

資料

・佐伯市における障がい者の現状	39
・佐伯市地域自立支援協議会設置要綱	40
・佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱	42
・佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障害者福祉計画等 策定委員会委員名簿	44

計画における障がい者の定義について

この計画の「障がい者」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、あるいは、てんかん、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当の制限、制約を受ける状態にある人」とします。

したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がい者（障がいのある人）」をとらえます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの」とします。

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることを期待されます。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者の生活を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも最も大きな変更点の一つが、平成18年4月からの「障害者自立支援法」の施行による障がい者施策の3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）一元化と障がい者に対するサービス体系の再編でした。

その後、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて必要な国内法の整備をはじめとする、障がいのある人に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、「障害者総合福祉法（仮称）」策定までのつなぎ法案として、障害者自立支援法の改正が行われ、平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

平成25年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以降、「障害者総合支援法」という。）が施行され、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援事業の実施、そしてサービス基盤の計画的整備など、必要な支援を総合的に行うこととなりました。

また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。同法は、障害者基本法第4条（差別の禁止）に基づき、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」、「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」、「国による啓発・知識の普及を図るための取り組み」の3項目を掲げており、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止のための対応がとられることとなりました。（平成28年4月施行）

これらの国内法の整備を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に寄託され、これにより、平成26年2月19日に我が国において効力を生ずることとなりました。

そこで、本市においても、「佐伯市障がい福祉計画（第3期）」が平成26年度に計画期間終了を迎えることを契機に、これら各種法整備や制度改正等の内容と第3期計画期間中における取り組みの成果を踏まえ、障がい者の自立に関する新たな数値目標を設定するとともに、新たに創設されたサービスを含めた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、「佐伯市障がい福祉計画（第4期）」を策定するものです。

2 計画の性格と構成

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村計画」として、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備、円滑な実施を確保するための計画を定めるものです。

3 計画の基本理念

国の基本指針及び障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる3つを基本理念とし、その推進を図ります。

① 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

③ 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

計画の主な構成

- ・各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み
- ・障がい福祉サービスの種類ごとの必要見込量の確保のための方策
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること
- ・その他障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関すること

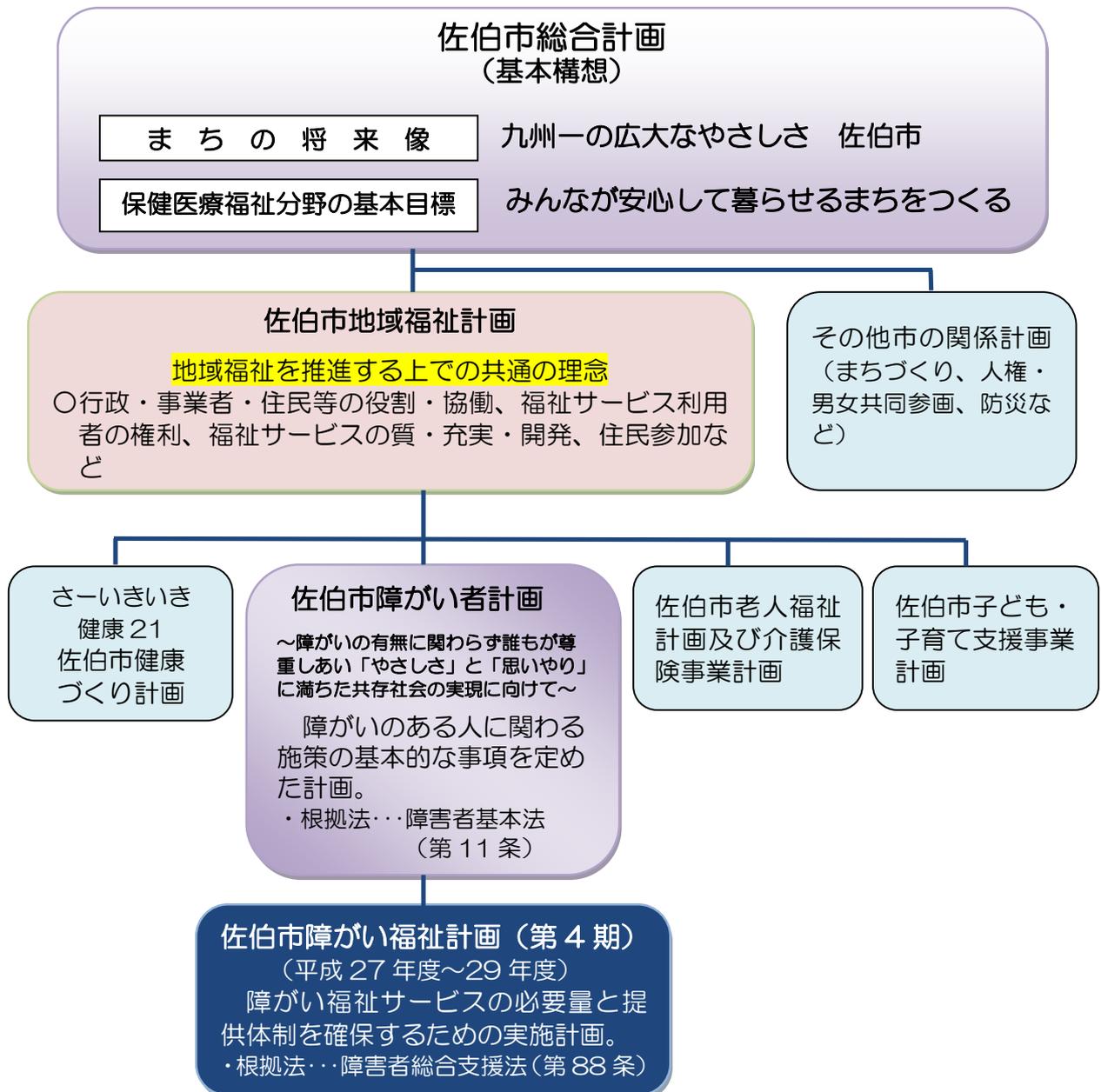
4 計画の位置づけ

佐伯市が策定する障がい者に係る主な計画には「佐伯市障がい者計画」と「佐伯市障がい福祉計画」があります。

今回策定する「佐伯市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

これに対し、「佐伯市障がい者計画」は障害者基本法に基づくもので、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

両計画は理念を共有し、調和のとれた計画とします。また、「佐伯市総合計画」や「佐伯市地域福祉計画」など、他の保健・福祉計画との整合性を保つものとします。

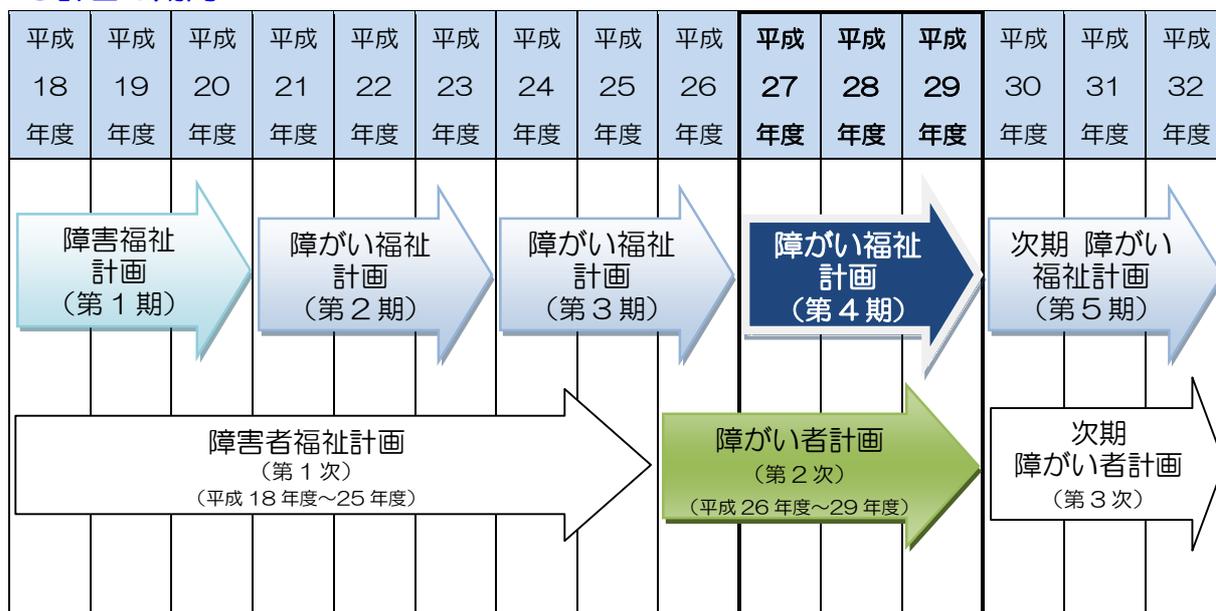


5 計画の期間と見直し時期

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において、障がいのある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令、制度の変更など本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

●計画の期間

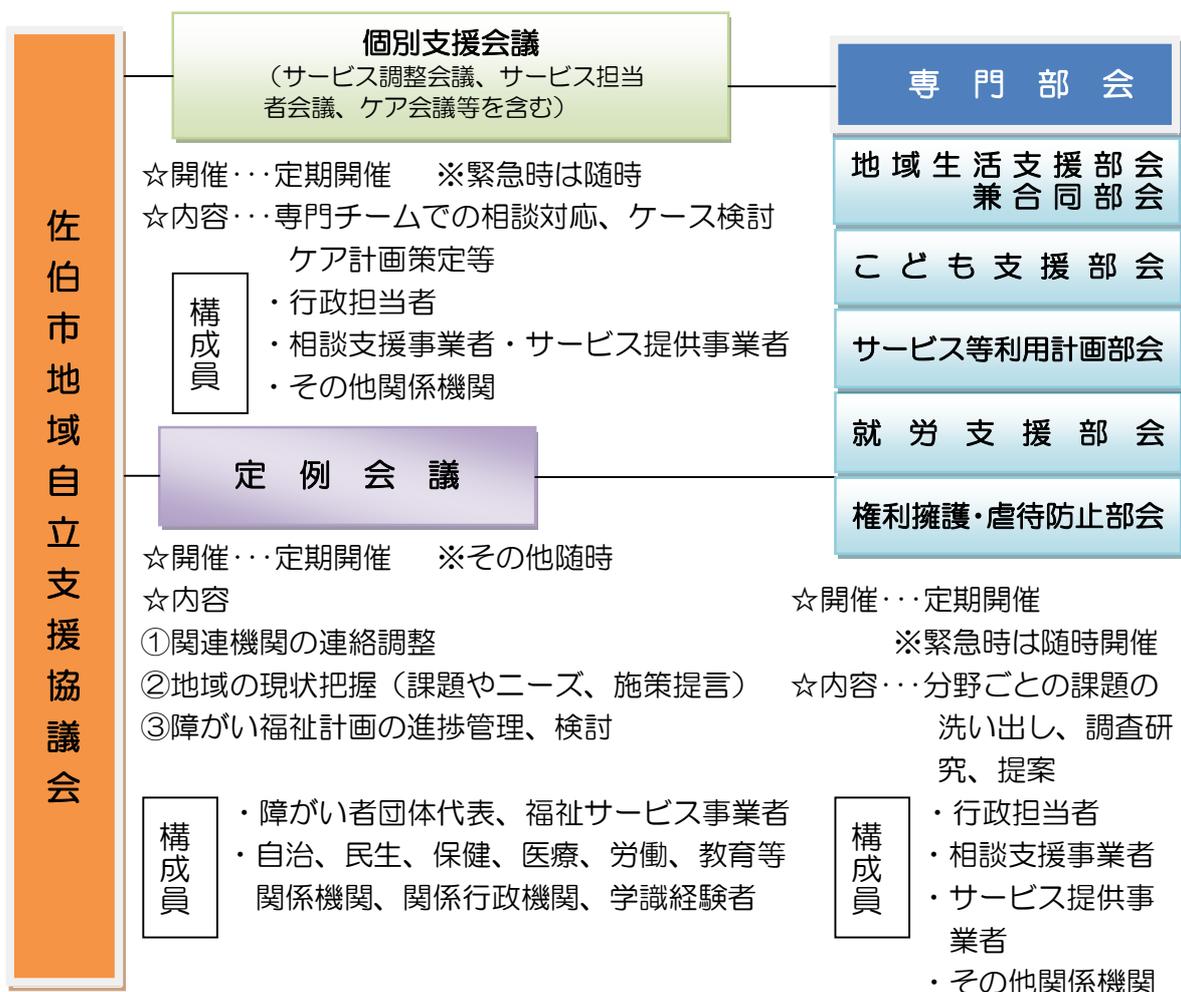


6 計画の推進体制

(1) 推進体制

佐伯市では、地域に居住する障がい者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、地域における横断的な相談支援体制の整備等に関し、中核的な役割を果たす協議の場として、平成19年3月に「佐伯市地域自立支援協議会」を設置しました。

この協議会は、障がい者の代表、保健・福祉・医療の関係者、障がい福祉サービス事業者の代表、学識経験者、関係行政機関職員などにより構成されています。また、協議会の傘下機関として地域生活支援部会兼合同部会、こども支援部会、サービス等利用計画部会、就労支援部会、権利擁護・虐待防止部会の5つの専門部会からなるネットワークにより、誰もが安心して暮らしやすい地域生活に向けて情報交換・研究などを行っていきます。さらに、関係会議として個別支援会議（サービス調整会議）、定例会議を開催し、相談支援事業者や各専門部会代表、関係事業所などとの連携により個別のケース検討を行っていきます。今後も、関係組織会議での協議結果や意見を協議会を通じて障がい福祉施策へ反映する体制の拡充に努めていきます。

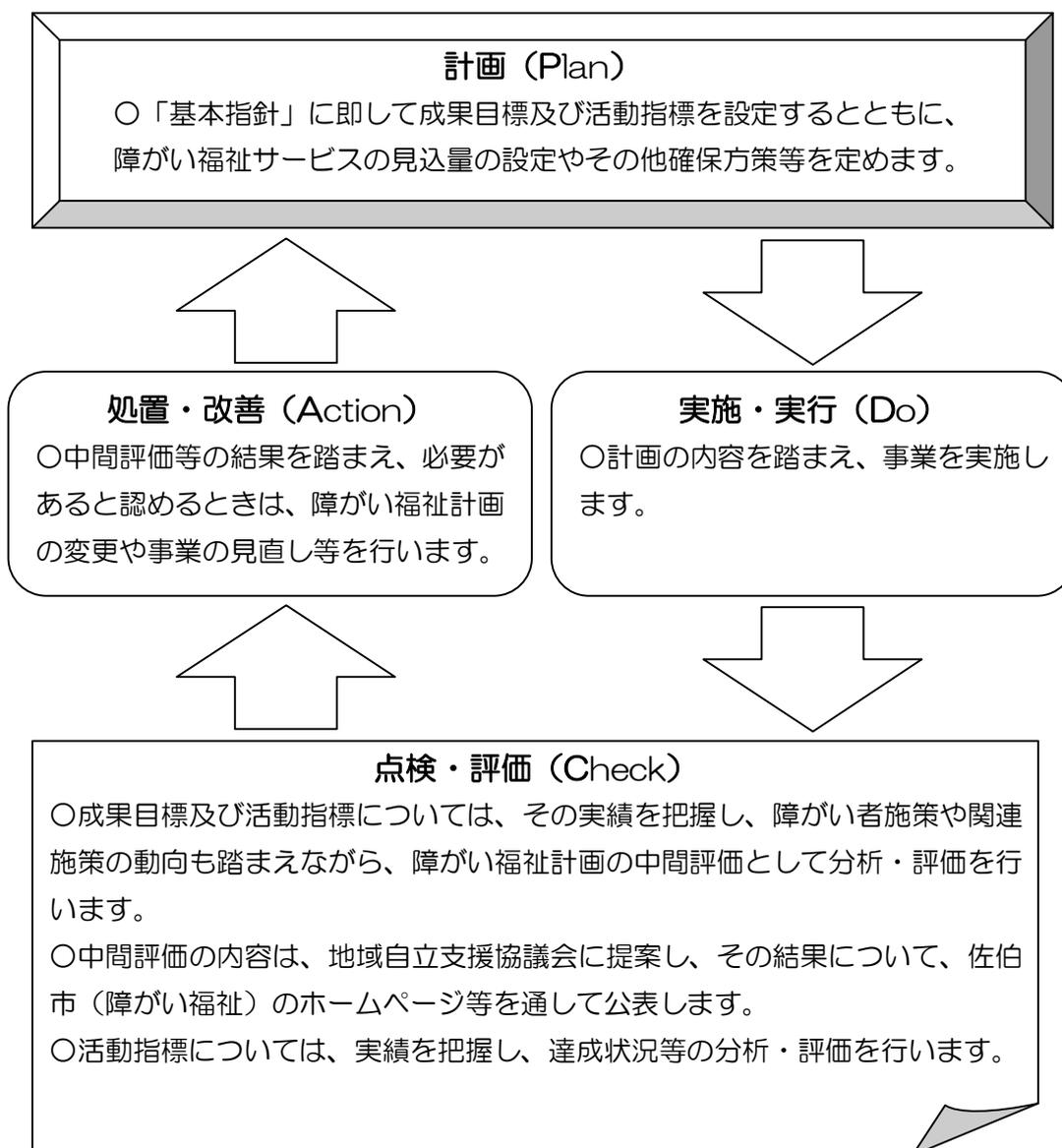


(2) 計画の点検・評価体制

本計画の着実な実行に努めるため、今期計画から設定することとされたPDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議し、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」や「佐伯市地域自立支援協議会」にも意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

◆PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2章 第4期計画に向けた基本課題と取り組み

計画の基本的理念の1つである地域生活移行・地域定着や就労支援等の課題への対応、さらに第3期の計画の取り組みによる実績等を踏まえた計画課題に基づき、以下の課題に対し重点的に取り組みます。

1 地域生活移行・地域定着を支援する体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を確保するため、住まいの確保をはじめ、身近な地域における居場所づくり、不足しているサービスの確保、移動支援についての強化、また、地域とのつながりやボランティア団体等によるインフォーマルサービス（＝法律や制度に基づかないで提供されるサービスや支援）の充実が求められています。

① 住まいの確保

地域での障がいのある人の暮らし方については、家族との同居をはじめ、一人暮らし、グループホームなどでの共同生活など、多様なニーズがあります。特に、施設から退所した方が自立できるような仕組みが求められており、さらなるグループホームの整備充実が必要になっています。

【主な取り組み】

《グループホームの利用者への家賃助成》

障がいのある人の地域での自立生活を支援するため、引き続き、グループホームの利用者への家賃助成を実施し、家賃負担の軽減を図ります。

《公営住宅等の活用》

市営住宅をはじめ、公営住宅等の公的施設を活用したグループホームの運用を促進します。

② 居場所づくり

地域で生活する障がい者にとって、楽しく安心して暮らしていくために住み慣れた地域での居場所が求められており、地域活動支援センターなど、障がいのある人が気軽に集える居場所を整備、充実していくことが重要です。

【主な取り組み】

《地域活動支援センターの整備》

第3期計画中に、市内に1事業所が開設し、平成26年10月現在で、8人が利用していますが、事業報酬が実績払いのため、事業水準維持が困難な状況にあります。今後、報酬等については、協議・検討を行いながら、安定した事業維持、運営が図れるよう支援します。

③ 移動の支援

通学や通勤、余暇活動などの生活を送る上では移動が伴います。移動を安全にスムーズに行うため、交通手段の確保や人的支援の充実が重要です。

【主な取り組み】

《タクシー利用料助成》

交通機関等の利用が特に困難で、移動手段を持たない障がい者の交通利便の向上を図るために、タクシー利用料の助成を引き続いて実施します。

④ 地域とのつながり

地域で生活していく上では、公的な制度・サービスだけでなく、地域住民とのつながりによる支えや、地域団体・ボランティア団体による支援が不可欠です。地域住民の理解と支えを育むとともに、地域団体・ボランティア団体との連携の強化に向けた取り組みが重要です。

【主な取り組み】

《障がい者理解のための啓発・広報活動の推進》

市の広報紙やホームページ、ケーブルテレビを通じて、障がいのある人について市民が正しく理解できるよう努めます。

また、障がいや障がいのある人についての理解を深める機会として、障害者の日（12月9日）・障害者週間（12月3日～9日）の周知を図るとともに、セミナーやフォーラム等の開催を行います。

《交流活動の促進》

障がいのある人の交流を図れる場として、各地域で開催されている防災訓練などの地域主催の行事、障がい者スポーツ大会や福祉ふれあい運動会への市民ボランティアの参加を推進し、地域住民と障がいのある人の交流活動の促進を図ります。

2 就労の場の確保と就労支援の充実

障がいのある人の就労については、一般企業への就労をはじめ、就労移行支援や就労継続支援などのサービス、職業訓練の充実、就労体験、就労定着支援など多様なニーズがあることから、障がい福祉サービスにおける就労支援事業の施設整備とともに、就労支援にかかる関係機関との一層の連携が必要です。

【主な取り組み】

《関係機関との連携》

障がいのある人の一般就労に関して、正規雇用に限らず短期雇用などの多様なニーズに応じた支援に努めるため、相談支援事業所をはじめ、就労支援事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、地域自立支援協議会の就労支援部会及び企業等との連携強化を図ります。

《授産品の販売場所・機会の確保》

障がい福祉サービス提供事業者や障がい者団体において製造する授産品等について、その販売の促進を支援するため、庁舎内での販売場所・機会の提供や、「佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、印刷物や公的施設の清掃作業などの役務の発注促進について取り組みます。

3 相談支援事業の充実

障がいや生活に関する相談は、障がいのある人が自立した生活を送っていく上で、極めて重要です。現状では、家族や福祉施設職員、相談支援事業所職員などへの相談が行われていますが、まだまだ相談する相手と上手く出会えていない人も多くみられます。

とりわけ、重度の障がい者等が、住み慣れた地域において自分らしい生活を営むためには、どのライフステージにおいても切れ目なく相談ができ、本人のニーズに基づいた選択ができるような相談支援体制の充実が求められています。

【主な取り組み】

《相談支援体制の強化》

総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るため、地域の相談支援の拠点として、「基幹相談支援センター」の設置について検討します。

本市では、平成27年4月から佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内の同一箇所に「佐伯市相談支援センター」と「障がい者就業・生活支援センター」を設置することで、地域の相談支援の拠点と位置付け、相談支援体制の拡充を図ります。

《計画相談支援の推進》

相談支援事業所等において、障がいのある人に対する個々のニーズに応じたサービスや社会資源等の情報提供を行い、必要なサービスが利用できるようなサービス等利用計画の作成を進めるとともに、事業実施が可能な法人等に対して、相談支援事業所・相談員の拡充を促していき、より細やかな支援体制の整備を図ります。

《障がい者虐待防止センターの設置》

本市では、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、障がい者虐待防止センターを設置しました。市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人への虐待防止等に努めます。

4 地域自立支援協議会を軸としたネットワークの構築

障がいのある人の自立した生活を支援していくため、当事者が抱えるニーズ・課題について、情報を共有し、課題解決に向けて具体的に協議していく場として、地域自立支援協議会を中心とした地域やサービス事業者及び関係団体、医療機関などのネットワークを構築していくことが重要です。

【主な取り組み】

《地域自立支援協議会の充実》

障害者総合支援法の制定に伴い、自立支援協議会の設置が法律上、しっかりと明記されました。当事者ととともに築く地域自立支援協議会を目指して、今後もより一層のネットワークの構築及び強化を図り、地域課題への対応に取り組みます。

5 障がい児支援の充実

平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。同法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定しており、障がい児及びその家族について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保していきます。

また、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対して身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

【主な取り組み】

《ライフステージに応じた相談支援体制づくり》

障がいのある子どもや発達の子どものためのサービスは、児童福祉法のもとに一元化されましたが、全てのライフステージにわたって日常生活・社会生活を支えていくことが必要なことから、一貫した支援体制づくりを進めるため、既存の相談支援ファイル「きずな」の活用を推進し、「子育て・発達・教育支援ネットワーク会議」の実施や「こども支援部会」等を通じて、教育・子育て・保健・医療など関係部局との連携を図るとともに、それぞれが支援に必要な情報を共有化することにより、一貫した相談支援体制づくりに努めます。

《児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備》

児童発達支援センターについて、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等と連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。特に保育所等訪問支援等の充実を図っていきます。

《子育て支援に係る施策との連携》

障がい児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策と連携を図る必要があります。また、障がいのある子どもの早期発見・支援を進めるために、母子保健施策と連携を図るとともに、障がい児支援と子育て支援の連携体制を確保していきます。

《教育との連携》

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービスを提供する事業所、行政の各部門等が連携を図るとともに、障がい児支援と教育の連携体制を確保していきます。

《特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備》

重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

第3章 障がい福祉サービスの事業量の推計

1 平成29年度の数値目標の設定

第3期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成26年度までの数値目標を設定しました。

第4期計画では、これまでの実績と本市の実情を踏まえ、新たに平成29年度までの数値目標を設定することとします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	考え方
平成25年度末の入所者数(A)	180人	平成26年3月31日現在の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	172人	平成29年度末時点の利用人数
【目標値】削減見込み(A-B)	8人 (4.4%)	差引減少見込数 (減少割合)
【目標値】地域生活移行者数	22人 (12.2%)	施設入所からグループホーム等の地域生活移行者(見込み)

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成29年度末までの削減数は、平成29年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

（目標値設定の考え方）

平成 25 年度末時点における施設入所者の 12.2%（22 人）が平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4.4%（8 人）削減することを目標とします。

具体的には、平成 25 年度末時点の施設入所者 180 人のうち 22 人が地域移行し、新規の施設入所者 14 人を見込み、平成 29 年度末の施設入所者数を 8 人削減の 172 人と目標値を設定します。

【確保の方策】

○地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携してグループホーム等の質と量の充実を図り、入所者が円滑に地域に移行できるよう、地域移行支援、地域定着支援等の相談支援の提供体制の整備を図るとともに、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

○障がいのある人の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者理解の普及、啓発に努めます。

（２）入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の退院に関する数値目標については、国の指針では、平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とし、入院期間が一年以上の長期在院者数については、平成24年6月末時点から、18%以上削減することを基本としています。市町村では、数値の把握が困難であるため、県の計画に目標設定することとされています。

よって、佐伯市の計画では数値目標を設定しませんが、退院可能な精神障がい者等に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

・障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

上記の基本方針を踏まえた上で、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応など、地域の体制づくり等の機能を持った地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を平成29年度末までに推進するため、事業実施が可能な法人等に対して働きかけます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- ・平成29年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標（※）を設定する。

※平成29年度末における就労移行支援事業所の利用者数を平成25年度末から6割以上増加。

※全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	目標設定値の考え方
一般就労への移行者 (A)	4人	平成24年度の一般就労移行者は1人で2倍にすると2人ですが、平成25年度の一般就労移行者は、3人であるため、4倍の4人と目標値を設定。
就労移行支援事業の利用者数 (B)	20人	12人（平成25年度末の就労移行支援事業利用者数）×1.6倍＝19.2人
就労移行率3割以上の事業所数 (C)	3カ所	5カ所（平成25年度末の就労移行支援事業所数）×5割＝2.5カ所

[確保の方策]

○障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供、相談支援の提供体制の整備、能力訓練の機会の拡充及び雇用企業の開拓を行い、就労の場の確保を図るとともに、就労の意向確認から、定着に向けての就労後のフォローまで系統的な支援システムを障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら構築し、就労移行・定着に向けた支援体制の強化を図ります。

(5) 障がい児のための計画的な基盤整備

国の指針において、障がい児支援については、乳幼児期から学校卒業まで一環した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

本市では、平成26年度から福祉型児童発達支援センターが設置されていますが、今後は専門的機能の強化や児童発達支援事業所・子育て支援関連事業所（保育所・幼稚園等）・教育機関（学校、教育委員会）等との連携強化を図り、地域における中核的な拠点として位置づけていきます。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

障がい福祉サービス見込量の算定にあたっては、第3期計画期間中のサービス利用実績をもとに、利用者・利用時間（日数）の伸び率、事業者の事業実施計画等と利用者の動き、入所施設や精神病院からの地域移行者数の推測などにより「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」等について推計を行ったものです。また、佐伯市地域自立支援協議会の5専門部会（地域生活支援部会兼合同、こども支援、サービス等利用計画、就労支援、権利擁護・虐待防止）でそれぞれのサービス分野の課題について検討を行い、地域の実情に応じた見込量確保の方策を定めました。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者（※）で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

※平成26年度から対象者に「知的障がい者、精神障がい者」が新たに対象として位置づけられました。

③ 同行援護

視覚障がいがあり移動に著しい困難がある人に、外出時における移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

同行援護は、平成23年10月から地域生活支援事業の移動支援の利用者のうち、視覚障がいがあり、移動に著しい困難のある人について新たに対象として位置付けられたサービスです。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人（＝意思疎通に著しい困難を有し、常時介護を要する人）に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活援助（グループホーム）、短期入所など複数のサービスを包括的にを行います。例えば、重度訪問介護の対象であって、四肢麻痺で寝たきり状態にあり、かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者や最重度知的障がい者が対象となります。

（1か月あたりの延べ時間及び利用人数）

サービス名		単位	第3期計画			第4期計画		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護 ホームヘルプ	見込量	時間分	2,030	2,153	2,275	1,330	1,400	1,540
		利用人数	116	123	130	95	100	110
	実績値	時間分	1,189	1,039	1,260	—	—	—
		利用人数	87	81	90	—	—	—
重度訪問 介 護	見込量	時間分	100	100	100	60	60	60
		利用人数	5	5	5	3	3	3
	実績値	時間分	0	0	0	—	—	—
		利用人数	0	0	0	—	—	—
同行援護	見込量	時間分	32	32	32	108	120	120
		利用人数	4	4	4	9	10	10
	実績値	時間分	59	75	96	—	—	—
		利用人数	5	7	8	—	—	—
行動援護	見込量	時間分	350	400	450	280	308	350
		利用人数	14	16	18	20	22	25
	実績値	時間分	278	253	266	—	—	—
		利用人数	17	18	19	—	—	—
重度障害者 包括支援	見込量	時間分	0	0	0	372	372	372
		利用人数	0	0	0	1	1	1
	実績値	時間分	0	0	0	—	—	—
		利用人数	0	0	0	—	—	—

※上段はサービス量（1月あたりの利用時間数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

【見込量の考え方】

・居宅介護については、第3期計画での見込量を下回っていますが、利用量時間・利用人数共に増加しています。平成26年10月利用分で87人の利用実績があります。第4期計画の見込量については、平成25年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設や精神病院からの地域移行者の利用を見込み、平成29年度には利用人数を110人、月平均14.0時間の利用と見込みました。

・重度訪問介護については、第3期計画で入所施設からの地域生活移行者を平成26年度に見込みましたが、現在利用の実績はありません。第4期計画の見込量については、第3期と同様に入所施設からの地域生活移行者と在宅の重度障がい者の利用を見込み、平成29年度には利用人数を3人、月平均20時間の利用と見込みました。

・同行援護については、第3期計画での見込量を上回る伸びとなっています。地域生活支援事業の移動支援事業利用者の移行がほぼ完了したことによるものと推測されます。平成26年10月利用分で9人の利用実績があります。第4期計画の見込量については、在宅の視覚障がい者数を勘案して平成29年度には利用人数を10人、月平均12時間の利用と見込みました。

・行動援護については、第3期計画での見込量を利用時間では下回り、利用者数は上回っています。利用希望はあるものの、提供可能な事業所に限りがあるためと推測されます。平成26年10月利用分で17人の利用実績があります。第4期計画の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、在宅の新規利用者を見込み、平成29年度には利用人数を25人、月平均14時間の利用と見込みました。

・重度障害者等包括支援については、これまで利用実績はありません。第4期計画の見込量については、県内にサービス提供事業所が2事業所と少ないこと、その利用要件や従事者要件の厳しさなどから今後も利用は見込めない状況ですが、常時介護を要する障がい者の利用を見込み、平成29年度には利用人数を1人、月372時間の利用と見込みました。

【確保の方策】

○事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめ多様な事業者の参入促進を図るとともに、障がいの状態に適切に対応出来る体制づくりを進めます。

○相談支援事業者、サービス提供事業者、病院等関係機関との連携により利用者ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めます。

○障害者支援施設・療護施設からの退所者や在宅の重度障がい者のニーズに対応するため、重度訪問介護に関する周知を行うとともに、対応出来るサービス事業所の確保に努めます。

○地域住民に対する障がい理解の普及促進を図り、地域の福祉力を活用した在宅生活を可能とするために、地域自立支援協議会の地域生活支援部会兼合同部会などを通じた検討を進めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	見込量	人日分	4,826	4,898	4,922	4,910	4,990	5,070
		利用人数	263	269	276	245	250	255
	実績値	人日分	4,670	4,732	4,830	—	—	—
		利用人数	235	235	240	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

<見込量の考え方>

第3期計画での見込量を下回っていますが、利用量・利用人数は増加しています。

平成26年10月利用分で247人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は、6事業所で139人の利用となっています。

第4期の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成29年度末には利用人数を255人の利用と見込みました。

[確保の方策]

○サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。

○相談支援体制の強化により、施設から地域移行が可能な施設入所者、在宅でサービスを利用していない新規利用者への周知を行います。

○新規の施設整備について、県・事業所と連携のうえ促進していきます。

② 自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練・機能訓練）

自立した日常生活または社会生活が行えるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・生活訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

- ・宿泊型自立訓練は、知的障がい者・精神障がい者を対象とし、居宅その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を通じて、地域生活への移行をめざします。

・機能訓練は、身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションやコミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日分	440	440	484	260	260	260
		利用人数	20	20	22	20	20	20
	実績値	人日分	209	224	234	—	—	—
		利用人数	18	19	18	—	—	—
自立訓練 (宿泊型自立 訓練)	見込量	人日分	—	—	—	183	213	244
		利用人数	—	—	—	6	7	8
	実績値	人日分	337	260	153	—	—	—
		利用人数	12	9	5	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日分	66	88	110	66	66	66
		利用人数	3	4	5	3	3	3
	実績値	人日分	20	21	66	—	—	—
		利用人数	1	1	3	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

<見込量の考え方>

・生活訓練については、平成26年10月利用分で、14人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は1事業所で9人の利用となっています。

第4期の見込量については、生活訓練の標準利用期間が2年と限られていますが、地域移行者等による新規利用を見込み、平成29年度末において20人の利用を見込みました。

・宿泊型自立訓練については、平成26年10月利用分で、5人の利用実績があります。

市内にサービス提供事業所がないこと及び宿泊型自立訓練の標準利用期間が2年と限られていることから大きな伸びは見込まれず、地域移行者等による新規利用を見込み、平成29年度末において8人の利用を見込みました。

・機能訓練については、平成26年10月利用分で、2人の利用実績があります。市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれず地域移行者等による新規利用を見込み、平成29年度末において3人の利用を見込みました。

[確保の方策]

- 自立生活を希望する人や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業者、入所施設、医療機関、保健行政機関との連携を図り、サービス利用希望者に対し必要な情報提供を行います。
- サービス提供事業所の新規事業参入に対し、情報提供や必要な支援を行っていきます。
- 新規の施設整備について、県・事業所と連携のうえ促進していきます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。対象者は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人です。

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
就労移行	見込量	人日分	330	440	550	300	360	400
		利用人数	15	20	25	15	18	20
支援	実績値	人日分	310	235	300	—	—	—
		利用人数	16	12	15	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。
※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

<見込量の考え方>

・就労移行支援については、平成26年10月利用分で、11人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は1事業所で4人の利用となっています。

第4期の見込量については、サービスの提供期間に定めがありますが、支援学校卒業者等の新規利用者を見込み、平成29年度末において20人の利用を見込みました。

[確保の方策]

- 地域自立支援協議会の就労支援部会等において、地域の関係機関等が連携しながら、就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進や企業に対する障がい者理解の促進等、障がい者の就労支援の方策を専門的に検討・研究し、障がい者の就労支援に努めます。
- 特に「就労移行支援事業」については、事業を終了した後一般企業等で働くことができるよう、就業・生活支援センター、就労支援機関、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

・就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

（1か月あたりの延べ人数及び利用人数）

サービス名	単位	第3期計画期間			第4期計画期間			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
就労継続支援A型 (雇用型)	見込量	人日分	484	550	550	600	600	700
		利用人数	22	25	25	30	30	35
	実績値	人日分	299	493	500	—	—	—
		利用人数	15	24	25	—	—	—
就労継続支援B型 (非雇用型)	見込量	人日分	4,840	5,060	5,500	4,680	4,680	5,040
		利用人数	220	230	250	260	260	280
	実績値	人日分	4,331	4,174	4,500	—	—	—
		利用人数	242	244	250	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

<見込量の考え方>

・就労継続支援A型は、平成25年10月に市内にサービス提供事業所が開設されたことにより、見込量を下回るものの、実績は伸びています。平成26年10月利用分で、30人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は、2事業所で23人の利用となっています。

第4期の見込量については、支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成29年度末において35人の利用を見込みました。

・就労継続支援B型は、第3期計画での見込量を利用量（人日分）では下回っていますが、利用人数は上回り、実績値は増加しています。平成26年10月利用分で、246人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は、9事業所で216人の利用となっています。

第4期の見込量については、平成29年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用を見込み、平成29年度末には利用人数を280人の利用を見込んでいます。

[確保の方策]

- 一般就労することが困難な障がい者に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう努めます。
- 「佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、事業実施事業所への物品・役務の優先発注等を勧め、工賃の向上を図ります。
- 就労へ向けた支援、就労している人の支援、離職・利用を中断している人の状況、ライフステージに応じた支援ができる一貫した相談支援体制を構築します。
- 新規の施設整備についても、県・事業所と連携のうえ促進していきます。
- 地域で経済的に自立した生活基盤を築くための基礎となることから、サービス提供者の拡大につながるよう努めていきます。

⑤ 療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

(1か月あたりの利用人数)

サービス名	単位	第3期計画期間			第4期計画期間			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
療養介護	見込量	利用人数	8	8	10	24	24	25
	実績値	利用人数	22	21	22	—	—	—

※利用人数(1か月あたりの利用者数)

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

<見込量の考え方>

・療養介護については、第3期計画中の法改正(※)に伴い、大幅に利用者数等が伸びています。平成26年10月利用分で、21人の利用実績があります。サービス対象者が限定されていると同時に、県内にサービス提供事業所が6事業所と少ないことから大きな伸びは見込まれませんが、在宅の対象者数も考慮し、平成29年度末において25人の利用を見込みました。

※児童福祉法の改正により、「18歳以上の児童施設入所者」は「障害者自立支援法(現、障害者総合支援法)」の障がい者福祉施策で対応することとなり、「療養介護」、「施設入所支援」へ施設体系を移行し、市町村が支給決定を行うこととなりました。

[確保の方策]

○在宅療養中の利用対象者（気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方や筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方など）について、相談支援事業者や関係医療機関等と連携のうえ、新規利用要望に対応できる体制を確立します。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

（1か月あたりの延べ人数及び利用人数）

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期入所 （福祉型）	見込量	人日分	126	140	175	128	142	178
		利用人数	18	20	25	13	14	18
	実績値	人日分	46	90	115	—	—	—
		利用人数	6	10	12	—	—	—
短期入所 （医療型）	見込量	人日分	(126)	(140)	(175)	16	18	22
		利用人数	(18)	(20)	(25)	5	6	7
	実績値	人日分	5	11	6	—	—	—
		利用人数	1	4	4	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

※「第3期計画期間」の「見込量」のうち、「短期入所（福祉型）」と「短期入所（医療型）」は合算値。

「短期入所（医療型）」には、（）書で表記。

<見込量の考え方>

・短期入所（福祉型）については、平成26年10月利用分で、12人の利用実績があります。このうち市内のサービス提供事業所は2事業所で8人の利用となっています。

第4期の見込量については、平成25年度までの利用者数及び利用時間数の実績による平均伸び率に加え、在宅の新規利用者を見込み、平成29年度には利用人数を25人の利用と見込みました。

・短期入所（医療型）については、市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれませんが、在宅の対象者を考慮し、平成29年度末において7人の利用を見込みました。

[確保の方策]

○相談支援事業者を中心にサービス提供事業所、関係機関等と連携を密にし、緊急時等のサービス利用要望に対しても早急に対応できる体制を強化します。

○既存施設の増床、介護保険施設や施設運営法人と連携した既存資源を活用し、ニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の世話をを行います。

※共同生活介護（ケアホーム）が、平成26年4月から「共同生活援助」に統合されました。

② 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の世話をを行います。

（1か月あたり利用人数）

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	利用人数	75	79	87	95	100	105
	実績値	利用人数	66	66	90	—	—	—
共同生活介護 （ケアホーム）	見込量	利用人数	20	22	26			
	実績値	利用人数	20	23				
施設入所支援	見込量	利用人数	196	194	192	180	178	175
	実績値	利用人数	185	183	180	—	—	—

※利用人数（1月あたりの利用者数）

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

※共同生活介護（ケアホーム）は平成26年4月から共同生活援助（ケアホーム）に統合。

<見込量の考え方>

・共同生活援助（グループホーム）は、平成26年10月利用分で、94人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は、6事業所で44人の利用となっています。

第4期の見込量については、旧共同生活介護（ケアホーム）からの移行者、地域移行者、新規利用者を見込み、また、本市内に新たな共同生活援助（グループホーム）設置の計画もあることから、平成29年度末において105人の利用を見込みました。

・施設入所支援は、平成26年10月利用分で185人の利用実績があります。本市内のサービス提供事業所は2事業所で74人の利用となっています。

第4期の見込量については、国の指針により施設入所者数の削減割合の目標があるものの、依然、入所待機者がいる実情やニーズを勘案し、平成29年度3月の月間利用人数を175人と見込みました。

【確保の方策】

○グループホームの設置を促進するため、国の補助事業等の活用を図るとともに、公営住宅の利用に向けて関係所管等と調整・連携を図り、支援を行います。

○グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解や偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発に努めます。

○施設入所待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が施設を利用できるように努めます。

（４）相談支援事業（サービス利用計画作成）

【相談支援】

① 計画相談支援・障がい児相談支援

障がい福祉サービス等を利用する障がい児・者や障がい児通所支援を利用する障がい児を対象とし、障がいのある人が抱える課題の解決、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時等にサービス等利用計画の作成や計画の見直し（モニタリング）を行います。

② 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象とし、地域生活に移行する際、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院から退所・退院した障がい者や家庭の状況により同居している家族の支援を受けられない障がい者を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他の対応を行います。

<見込量の考え方>

平成23年度までサービス等利用計画作成対象者は、長期の施設入所や入院から地域生活への移行を希望する人、または判断能力が不十分と考えられる、原則、単身の人など、プログラムに基づく支援を必要とする人に限定されていました。

しかし、平成24年度から全ての障がい福祉サービス利用者及び障がい児通所サービス利用者に対し、サービス等利用計画の作成が必須となりました。また、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の指定は市町村で行うこととなっています。

本市においては、平成26年度末時点において、障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスを利用する全ての対象者への「計画相談支援・障がい児相談支援」が完了する見込です。

また、障がい児・者の課題の解決や適切な支援を受けるためにも、情報提供と各種サービスの調整が重要です。そのためには、サービス等利用計画作成に従事する人材の確保も必要です。

[確保の方策]

○全てのサービス利用者が対象者となることから、指定特定相談支援事業所の数及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。

○相談支援専門員等のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、研修等への積極的な参加を促すとともに、サービス等利用計画部会等で自己研修等を実施し、質の向上に努めます。

○地域の社会資源などの情報提供や障がい福祉サービスをどのように組み合わせて使うのか、といったコーディネート機能が重要となることから、自立支援協議会を基盤としたネットワークを活用していきます。

○サービス対象者に、市のホームページ等を活用し制度の周知を図っていきます。

(1か月あたりの利用人数)

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援・障がい児相談支援	見込量	人/月	28	58	124	60	65	70
	実績値	人/月	8	52	58	—	—	—
地域移行支援	見込量	人/月	5	5	4	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1	—	—	—
地域定着支援	見込量	人/月	—	—	—	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	1	—	—	—

※人/月（1年間の利用者数を12か月で除した1か月平均の利用者数）

※実績値の平成24～25年度は3月利用分、26年度は見込み。

(5) 障がい児支援サービス

平成24年4月1日施行の法改正により、障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に規定されていた「児童デイサービス」が、児童福祉法において「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として規定されることになりました。なお、児童福祉法に基づく障がい児支援体制の整備については、第4期障がい福祉計画から定めることになったことから、第3期計画においては見込量を参考値として設定していました。

第3期計画期間（平成24年度～平成26年度）における障がい児通所支援の利用実績を見ると、児童発達支援、放課後等デイサービス共に、第3期計画での見込量を上回る伸びとなっています。児童発達支援は市内に平成26年4月に「福祉型児童発達支援センター」が開設されたこと、放課後等デイサービスは、平成25年中に2事業所、平成26年4月に1事業所が開設されたことによるものと推測されます。

（1か月あたりの延べ人数及び利用人数）

サービス名	単位	第3期計画期間			第4期計画期間			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
児童発達支援	見込量	人日分	200	240	240	350	350	400
		利用人数	25	30	30	35	35	40
	実績値	人日分	153	282	330	—	—	—
		利用人数	17	28	33	—	—	—
医療型児童発達支援	見込量	人日分	—	—	—	5	5	5
		利用人数	—	—	—	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	5	—	—	—
		利用人数	0	0	1	—	—	—
放課後等デイサービス	見込量	人日分	(200)	(240)	(240)	480	480	540
		利用人数	(25)	(30)	(30)	40	40	45
	実績値	人日分	162	291	420	—	—	—
		利用人数	20	28	35	—	—	—
保育所等訪問支援	見込量	人日分	—	—	—	2	2	2
		利用人数	—	—	—	2	2	2
	実績値	人日分	0	0	1	—	—	—
		利用人数	0	0	1	—	—	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用者数（1月あたりの利用者数）

※実績値の平成26年度は見込み。

※「第3期計画期間」の「見込量」については、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の合算値。「放課後等デイサービス」には、（）書で表記。

① 児童発達支援

就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇に生活能力の向上のための必要な訓練等を継続して提供し、自立の促進と放課後等の居場所作りを行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所等（児童が集団生活を営む施設。保育園、幼稚園、小学校など）に通う、発達の支援を必要とする児童につき、実際に集団生活を行っている場所へ事業所のスタッフが訪問し、児童がその場所で安心して過ごせるために必要な環境調整などのアドバイスや、施設のスタッフ等に対して、発達の支援を必要とする児童の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

<見込量の考え方>

・児童発達支援については、平成26年10月利用分で、38人の実績があります。本市内のサービス提供事業所は2事業所で28人の利用となっています。

第4期の見込量については、H27年度に1事業所が定員増となること及び新規利用を見込み、平成29年度末には40人の利用を見込みました。

・医療型児童発達支援については、これまで利用実績がありません。

第4期の見込量は、市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込まれませんが、新規利用を見込み、平成29年度末において3人の利用を見込みました。

・放課後等デイサービスについては、平成26年10月利用分で、51人の実績があります。本市内のサービス提供事業所は4事業所で48人の利用となっています。

第4期の見込量は、日中一時支援事業からの移行事業者数、新規利用者数等を見込み、平成29年度末において、45人の利用を見込みました。

・保育所等訪問支援については、平成25年中に1人の実績があります。

第4期の見込量は、本市内のサービス提供事業所は1事業所であることから、大きな伸びは見込まれませんが、新規利用を見込み、平成29年度末において2人の利用を見込みました。

【確保の方策】

○一般こども施策との連携をすすめ、地域で必要な支援を受けながら安心して成長できる環境整備を進めます。

○発達に課題のある子どもに対して、健診等での“気づき”から、早期に個別給付につなげ、療育が必要な子どもや家族に対し療育の機会を提供します。

○平成26年度から開設の「児童発達支援センター」、「障害児療育支援事業」、「巡回支援専門員派遣事業」等の活用と、こども・福祉・保健・教育部門の連携を強化し、ライフステージに沿った切れ目ない支援が行われるように、また、身近な地域で専門性の高い療育やサービスの提供体制の構築を進めます。

○ 学齢期の障がい児を受け入れている日中一時支援事業所に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。

3 地域生活支援事業の見込量と取り組み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、「理解・促進研修啓発事業」、「相談支援事業」、「意志疎通（コミュニケーション）支援事業」、「日常生活用具給付等事業」等の必須事業と「福祉ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」等の任意事業があります。

（1）必須事業

① 理解・促進研修啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

平成26年度実績として、「第1回佐伯市障がい福祉セミナー～誰にでも優しいまちづくり～」を開催しています。

② 相談支援事業

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、「地域自立支援協議会」に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

本市では3事業所に委託しています。利用者負担はありません。

障がいや生活に関する相談は、障がいのある人が自立した生活を送っていく上で、極めて重要です。現状では、家族や福祉施設職員、相談支援事業所職員などへの相談が行われていますが、まだまだ相談する相手と上手く出会えていない人も多くみられます。

【相談支援事業の実績と見込量】

	第3期計画期間（実績）			第4期計画期間（見込量）		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障がい者相談支援事業 （委託箇所数）（力所）	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター （設置の有無）	無	無	無	無	無	有
相談支援機能強化事業 （実施の有無）	無	無	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会 （実施の有無）	有	有	有	有	有	有

【主な取り組み】

平成23年4月より、市内来島町の佐伯市福祉センター内に「佐伯市障がい者相談支援センター」を設置しましたが、「場所がわかりにくい」、「利便性が悪い」等の意見があったため、平成27年4月から佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内の同一箇所に「佐伯市相談支援センター」と「障がい者就業・生活支援センター」を設置することで、地域の相談支援の拠点と位置付け、相談支援体制の拡充を図ります。

身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員が常駐することにより、利用者それぞれの障がい特性や実情に応じた的確な情報の提供や助言を、身近なところで気軽に受けられるよう、医療機関、サービス提供事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながらか相談・支援体制の充実を図ります。

また、総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るための「基幹相談支援センター」を関係機関と検討・協議し、平成29年度に設置することを目指します。

③ 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、平成 24 年度から必須事業として定められています。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、相談支援事業者等が開催する個別支援会議から見えてくる地域課題の認識及び解決方法の検討、社会資源の開発・改善、障がい福祉計画作成についての意見の答申などを行います。

【主な取り組み】

本市では、平成 19 年度の自立支援協議会設置以後、専門部会の設置をはじめとして、協議・研究を実施してきました。平成 27 年度からも引き続き、行政、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域等が連携し、困難事例や個別支援会議からの現状・課題を共有・認識のうえ、専門部会等で議論を行い、社会資源の改良・開発を推進し、施策に反映することにより地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築について取り組みます。

また、新たに自立支援協議会、専門部会の構成員やそのあり方についても検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度はお金のある人の「財産管理」ということだけでなく、生活の質の確保（身上監護）のための制度です。

知的障がい及び精神障がいのある人又は認知症高齢者で、判断能力が不十分な状況にある人に対し、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用の負担等が困難等により、利用できない事態に陥らないよう成年後見制度の利用を支援します。

具体的には、権利財産の擁護のため、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部または一部を助成します。

【主な取り組み】

○相談支援事業との連携により利用の拡大を図るとともに、制度の周知から個人申立ての申請事務の指導等の支援体制を強化します。

○成年後見制度とともに市民後見人制度の育成、利用をすすめていくことも重要であるため、市民や支援の必要な人に関わる福祉事業所等へ広報や講演会を実施し、周知を図っていきます。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とない人との意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行う事業です。

【意思疎通支援事業の実績と見込み】

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者 派遣事業	見込量	回/年	95	95	95	80	80	80
	実績値	回/年	65	94	72	—	—	—
要約筆記者 派遣事業	見込量	回/年	20	22	26	10	15	20
	実績値	回/年	4	9	10	—	—	—

※平成26年度の実績値は見込み。

【主な取り組み】

事業を担う手話通訳者や要約筆記者の養成に努めるとともに、市役所に手話通訳者等を常駐させ、日常生活に必要な通訳に対応可能な支援体制を確立します。

また、派遣事業の広報活動を進め、サービスを利用していなかった障がい者への周知を行うとともに、市主催の行事やスポーツイベントなどにも手話通訳者等を派遣し、障がい者の社会参加を促進します。

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。利用者負担は原則1割です。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行ううえで日常生活用具は不可欠です。現状では排泄管理支援用具の給付が年々増加しています。障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【日常生活用具給付等事業の実績と見込み】

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護訓練 支援用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績値	件/年	4	5	4	—	—	—
自立生活 支援用具	見込量	件/年	25	30	35	22	24	26
	実績値	件/年	12	24	20	—	—	—
在宅療養等 支援用具	見込量	件/年	25	30	35	20	22	24
	実績値	件/年	16	17	12	—	—	—
情報・意志 疎通支援用具	見込量	件/年	20	22	26	25	27	29
	実績値	件/年	38	32	20	—	—	—
排泄管理 支援用具	見込量	件/年	2,400	2,600	2,800	2,100	2,400	2,600
	実績値	件/年	1,942	2,038	2,304	—	—	—
居宅生活動作 補助用具	見込量	件/年	8	8	8	5	5	5
	実績値	件/年	3	3	1	—	—	—

※平成 26 年度の実績値は見込み。

【主な取り組み】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、需用の拡大が見込まれるため、必要な予算の確保をするとともに、相談支援事業者や入所施設、病院との連携により制度の周知を図ります。また、各種用具の機能や性質の向上、利用者のニーズに合わせた給付品目の見直しを定期的に行うとともに、事業の拡大に努め、利用者の日常生活の向上を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とするとともに、手話奉仕員養成研修講座を開催することで、聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【主な取り組み】

手話講座を通年実施し、手話についての理解普及を進めるとともに、手話通訳者等の人材養成に努めます。

⑧ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援の必要がある障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

※移動支援は、基本的には車に乗せて支援をすることではなく、移動中・移動先での介助、付き添いです。車を使っでの送迎は、道路運送法の許可が必要です。ヘルパーは運転業務ができません。

【移動支援事業の実績と見込み】

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	見込み	実利用人数	40	40	42	35	35	40
		実施箇所数	20	20	21	10	12	14
	実績値	実利用人数	30	42	29	—	—	—
		実施箇所数	20	11	9	—	—	—

※平成 26 年度の実績値は見込み。

【主な取り組み】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、地域での自立生活に必要な移動支援サービスの需要が高くなることが予想されるため、現在実施しているマンツーマンによる個別支援型のサービスを基本としながら、グループ支援型や車両輸送型などのサービスについても、安全面や人材確保の点から、サービス提供事業者との協議を踏まえて、今後の実施に向けた検討を行います。

⑨ 地域活動支援センター（機能強化）事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

【主な取り組み】

地域活動支援センターは、第3期計画中に、市内に1事業所が開設したことにより、現在は市内のサービス提供事業所1事業所に6人、市外の1事業所に2人が通所しています。しかし、サービス提供事業所においては、事業報酬が実績払いのため、事業水準維持が困難な状況にあります。今後、報酬等については、協議・検討を行いながら、安定した事業維持、運営が図れるよう努めます。

（2）任意事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な障がい者に対して低額な料金で居室を提供し、地域生活を支援します。

【主な取り組み】

今後の方向性として、グループホーム等への移行が想定されますが、継続して実施事業所へ管理人の人件費分相当額を補助するとともに、必要な支援を行います。

【福祉ホーム事業の実績と見込み】

サービス名	単位	第3期計画期間			第4期計画期間			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
福祉ホーム事業	見込み	実利用人数	10	12	12	2	2	1
		実施箇所数	5	7	8	1	1	1
	実績値	実利用人数	4	3	3	—	—	—
		実施箇所数	3	2	2	—	—	—

※26年度の実績値は見込み。

② 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）の家庭に訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者（児）四肢麻痺・体幹機能障がい・脳性小児麻痺等です。

【主な取り組み】

継続して実施し、利用希望に対応できる体制を確保するとともに、相談支援事業との連携により、在宅の対象者等への周知を行い、利用の拡大を図ります。

【訪問入浴事業の実績と見込量】

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	見込量	年間利用数	250	250	250	220	220	220
		実施箇所数	2	2	2	5	5	7
	実績値	年間利用数	280	250	200	—	—	—
		実施箇所数	3	4	5	—	—	—

※平成 26 年度の実績値は見込み。

③ 更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練や就労移行支援施設等で訓練を受けている身体障がい者に訓練経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。また、福祉事業所利用者等が一般就労をした時に就職支度金を給付します。

【主な取り組み】

第3期計画中の実績はありませんが、継続して実施し、社会復帰と一般就労の促進を図るとともに、事業所との連携を図り対象者の把握と事業周知に努めます。

④ 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人について、活動の場を提供し社会に適應するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【日中一時支援事業の実績と見込量】

サービス名		単位	第3期計画期間			第4期計画期間		
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時 支援事業	見込量	年間利用回数	2,400	2,450	2,500	1,800	1,750	1,750
		実施箇所数	7	7	7	10	9	9
	実績値	年間利用回数	2,155	1,878	1,752	—	—	—
		実施箇所数	10	10	10	—	—	—

※平成26年度の実績値は見込み。

【主な取り組み】

サービス提供事業者と連携し、効果的なサービス確保に努めるとともに、学齢期の障がい児を受け入れている日中一時支援事業所等に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。

⑤ 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場（5歳児健診等）に巡回支援等を実施し、障がい児が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とし実施します。

この事業については、平成26年度までは県が実施主体となり、「大分県発達障がい児等心のネットワーク推進事業（こどもの心の訪問支援事業）」を実施していましたが、平成27年度以降は実施しないこととなったため、本市においては、平成27年度以降新たな事業として実施することとします。

【主な取り組み】

従前事業の際に登録されていた発達障がい等に関する知識を有する専門員を、有効活用出来る体制を確保するとともに、地域における中核的な拠点である「児童発達支援センター」を中心に、福祉、保健、子育て、教育の各担当部門や保育所、幼稚園、学校、児童通所事業所等が連携することにより、児童や発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

⑥ 社会参加促進事業

・点字、声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報等を提供するため点字・声の広報誌を定期的に配送します。

・スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツの普及拡大のため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

・運転免許取得、自動車改造助成事業

自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する身体障がい者に対し、取得費用のうち100,000円を限度に助成します。また、自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人で所得要件に該当する場合、改造経費のうち100,000円を限度に助成します。

【主な取り組み】

○障がい者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力を維持・増強するとともに、社会参加ができるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。

○視覚障がい者の社会参加を進めるため「活字文書読み上げ装置」を活用した行政文書のSPコード添付の普及を研究します。

⑦ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

【主な取り組み】

○平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、障がい者虐待防止センターを設置しました。緊急通報時及び虐待発生時の支援体制の確立や、一時保護のための居室の確保を行います。

○権利擁護・虐待防止部会等の活動を通じ、市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人への虐待防止等に努めます。

佐伯市における障がい者の現状について

☆佐伯市の人口 76,712人（平成26年3月31日現在、住民基本台帳）
 うち高齢者（65歳以上）人口 26,267人 高齢化率 34.24%
 ☆ // 面積 903.04Km²

☆ 障がい者手帳所持者の状況（平成26年3月31日現在）

【身体障害手帳 所持者数】	4,760人（人口の 6.2%）
うち 肢体不自由者（児）	2,631人（所持者全体の55.3%）
視覚障がい者（児）	382人（所持者全体の 8.0%）
聴覚障がい者（児）	356人（所持者全体の 7.5%）
平衡、音声・言語・そしゃく障がい者（児）	54人（所持者全体の 1.1%）
内部障がい者	1,337人（所持者全体の28.1%）

※年齢別	18歳未満	35人（ 0.7%）
	18歳～64歳	1,065人（22.4%）
	65歳以上	3,660人（76.9%）

※総合等級別	1級	1,287人（27.0%）	2級	666人（14.0%）
	3級	899人（18.9%）	4級	1,173人（24.7%）
	5級	416人（ 8.7%）	6級	319人（ 6.7%）

【療育手帳 所持者数】

A	262人（18歳未満 34人、18歳以上 228人）
B	439人（18歳未満 52人、18歳以上 387人）
合計	701人（18歳未満 86人、18歳以上 615人）
	（人口の 0.9%）

【精神障害者保健福祉手帳 所持者数】

1級	18人	2級	264人	3級	91人
			（人口の 0.5%）	合計	373人

※自立支援医療（精神通院）者数 574人（H25.6.30現在・H26南部保健所報より）

☆障がい者手帳所持者数の推移

手帳所持者数	手帳種別	平成26年3月末	平成19年3月末
	身体障害者手帳	4,760人	4,883人
療育手帳	701人	599人	
精神障害者保健福祉手帳	373人	260人	
	計	5,834人	5,742人

障がい者手帳所持者数の平成26年3月末と平成19年3月末を比較すると、身体障害者手帳は、0.97倍と微減、療育手帳は1.17倍、精神障害者保健福祉手帳は1.43倍と増加傾向になっています。特に精神障害者保健福祉手帳については、近年の精神障害福祉施策の充実に伴い、所持者の上昇率が顕著となっています。

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて定例会、運営会議、部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、佐伯市障害者福祉計画及び佐伯市障害福祉計画(以下「障害者福祉計画等」という。)の策定を行うため、佐伯市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者福祉計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。
- 3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事会に代表幹事を置く。
- 5 代表幹事は、福祉保健部社会福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 幹事会の招集
 - (2) その他幹事会の運営に必要な事項
- 6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月7日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

佐伯市地域自立支援協議会及び
佐伯市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

(平成27年1月現在)

	団 体 名 称 等	氏 名	備 考
1	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	肥 後 四々郎	副会長(副委員長)
2	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨 宮 洋 子	
3	佐伯あけぼの会 会長	郡 司 一 郎	
4	県南手をつなぐ育成会 会長	利 光 和 美	
5	清流の郷 施設長	戸 高 六 壽	
6	のびのびランド 施設長	伊 達 嘉 文	会長(委員長)
7	エバーグリーン 管理者	中 西 玲 子	
8	大分県なおみ園 園長	米 津 公 貴	
9	県南福祉会 統括事務長	工 藤 豊 広	
10	番匠の里 施設長	藤 田 淳 実	
11	サニーハウス 施設長	五 島 俊 雄	
12	NPO 法人 虹の翼 理事長	田 中 努	
13	NPO 法人 清望会 理事長	青 木 清一郎	
14	佐伯市社会福祉協議会 常務理事	高 瀬 精 市	
15	佐伯市民生児童委員協議会 会長	仲 矢 和 雅	
16	佐伯市ボランティア連絡協議会 会長	田 中 生 代	
17	佐伯市医師会 副会長	曾 根 勝	
18	大分県南部保健所 所長	司 城 潤一郎	
19	佐伯公共職業安定所 所長	高 橋 博 徳	
20	大分県立佐伯支援学校 校長	田 中 淳 子	
21	佐伯商工会議所 専務	寺 谷 英 男	
22	佐伯市自治委員会連合会 会長	山 中 琢 磨	
23	佐伯市福祉保健部 部長	飛 高 彌一郎	